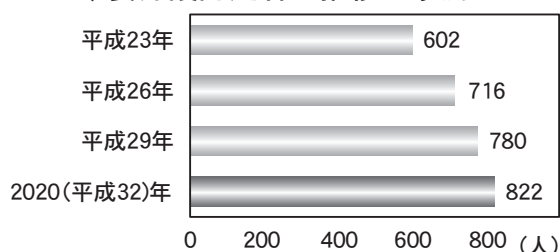


介護保険事業費の見込みと保険料

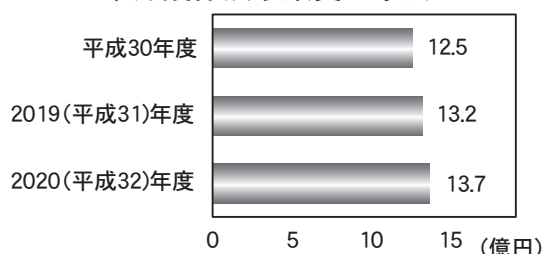
介護保険事業費の見込み

要介護認定者の増加、サービス基盤整備、サービス利用率の上昇などにより介護保険事業費はさらなる増加が見込まれています。保険料算定の基盤となる平成30年度から2020年度(平成32年度)の町の介護保険事業費は、3年間で約39.4億円になると見込みました。

◆要介護認定者の推移と予測



◆介護保険事業費の予測



介護保険料について

65歳以上の方の保険料は、「第7期介護保険事業計画・老人福祉計画」により算出されたサービス費用の見込額および人口推計をもとに、必要なサービス費用がまかなえるよう算出しています。

上記のとおり、介護保険事業費は増加が見込まれますが、65歳以上の方の負担抑制のために、毎年度の決算によって生じた剰余金を積み立てた介護給付費準備基金を活用して、第7期(平成30年度から2020年度(平成32年度))の保険料の基準額を第6期(平成27年度から平成29年度)と同じ年額6万円(月額5千円)に据え置きました。なお、保険料は所得水準に応じて9段階に細分化して設定しています。

段階	区 分		基準額に対する割合	保険料年額(月額)
第1段階	世帯： 町民税非課税 本人： 町民税非課税	生活保護受給者 老齢福祉年金受給者 合計所得金額+課税年金収入が80万円以下の者	50% ※(実質45%)	27,000円 (2,250円)
第2段階		合計所得金額+課税年金収入が80万円を超え120万円以下の者	75%	45,000円 (3,750円)
第3段階		合計所得金額+課税年金収入が120万円を超える者	75%	45,000円 (3,750円)
第4段階	世帯： 町民税課税 本人： 町民税非課税	合計所得金額+課税年金収入が80万円以下の者	90%	54,000円 (4,500円)
第5段階		合計所得金額+課税年金収入が80万円を超える者	100% 〈基準額〉	60,000円 (5,000円)
第6段階	本人： 町民税課税	合計所得金額が120万円未満の者	120%	72,000円 (6,000円)
第7段階		合計所得金額が120万円以上200万円未満の者	130%	78,000円 (6,500円)
第8段階		合計所得金額が200万円以上300万円未満の者	150%	90,000円 (7,500円)
第9段階		合計所得金額が300万円以上の者	170%	102,000円 (8,500円)

※低所得者高齢者に対する保険料軽減措置

第7期介護保険事業計画・老人福祉計画(やおつ高齢者いきいきプランVII)

事業計画の詳細については、町のホームページに掲載しましたのでご覧ください。また計画の要点をまとめた「ダイジェスト版(概要版)」は、5月上旬に各戸配布します。

〇お問い合わせ先 健康福祉課 介護保険係 ☎43-2111(内線2565)